省令

○総務省令第十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

総務大臣　松本　剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の分類及び定義） **第三条**　宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 ［一～十四　略］ 十五　アマチュア業務　金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究その他総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう。 ［十六～二十　略］ ［２・３　略］ （無線局の種別及び定義） **第四条**　無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。 ［一～二十三　略］ 二十四　アマチュア局　アマチュア業務を行う無線局をいう。 ［二十五～二十九　略］ **第八条**　［略］ ２　前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。 ［一～九　略］ 十　アマチュア局 ［十一～十三　略］ 十四　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。第十条の二の二第六号において同じ。）に限る。） ［十五　略］ （許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の変更） **第十条の二**　法第九条第一項ただし書の規定により変更の許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項は、前条第一項及び第二項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。 一　アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の無線設備の送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）の工事設計の全部又は一部について変更するもの 二　その他総務大臣が別に告示するもの ２　前項の規定は、法第十七条第三項において法第九条第一項ただし書の規定を準用する場合に準用する。	（業務の分類及び定義） **第三条**　［同上］ ［一～十四　同上］ 十五　アマチュア業務　金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究その他総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう。 ［十六～二十　同上］ ［２・３　同上］ （無線局の種別及び定義） **第四条**　［同上］ ［一～二十三　同上］ 二十四　アマチュア局　アマチュア業務を行う無線局をいう。 ［二十五～二十九　同上］ **第八条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～九　同上］ 十　アマチュア局 ［十一～十三　同上］ 十四　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。第十条の二の二第六号において同じ。）に限る。） ［十五　同上］ ［新設］